

今後の経営見通しについて

令和8年4月27日

長与町水道局

第2回 審議会の内容

1. 第1回審議内容の振り返り

- 1) 事業概要
- 2) 水道施設の状況

2. 今後の経営状況について

- 1) 水道事業を取り巻く状況
- 2) 投資計画について
- 3) 財政計画について

3. 適正な料金水準について

- 1) 料金算定のプロセスについて
- 2) 料金水準について
- 3) 使用者への影響額について
- 4) 県内他市町との比較について

4. 次回審議会の内容



1. 第1回審議会内容の振り返り

1) 事業概要

事業費は水道料金で賄う独立採算制
＝適正な料金であることが重要

水道事業が公営企業であり
公営企業会計の基本原則に
基づいて経営していることを
お伝えしました。



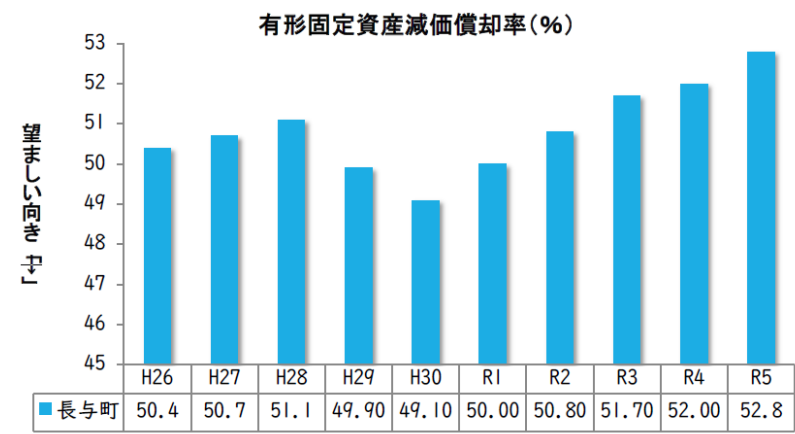
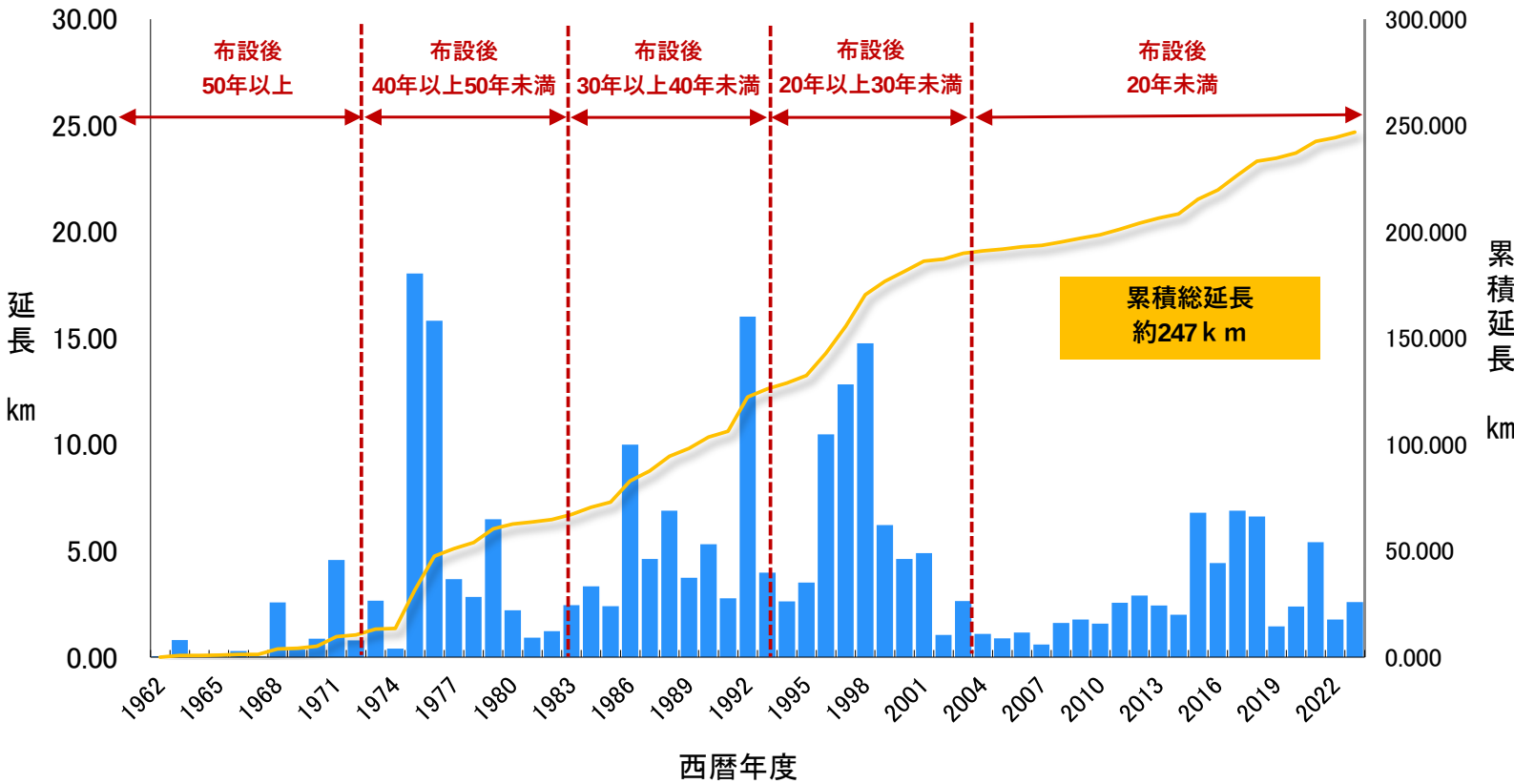
【前回の内容に関する補足データ】

改定年月	改定率	水道料金（φ13の場合）					
		基本料金		超過料金 （9～20m3）		超過料金 （21～50m3）	
S52（1977）.5.1		550円		110円		130円	
S56（1981）.11.1	40.63%	750円	+200	150円	+40	180円	+50
S63（1988）.4.1	29.40%	900円	+150	200円	+50	240円	+60

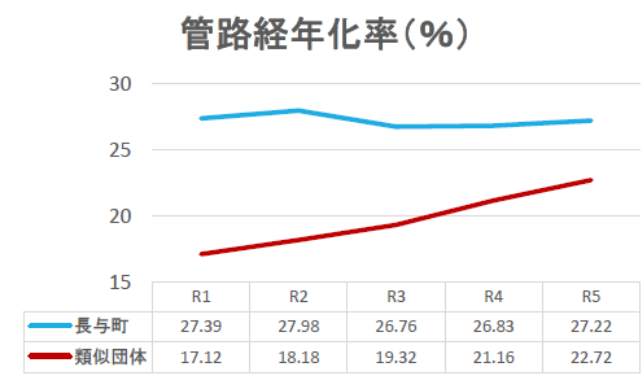
1. 第1回審議会内容の振り返り

2) 水道施設の状況

第1浄水場を含め、主要施設は老朽化が進んでいる。
また、近年の災害等により国は施設の耐震化の加速を要請している。



有形固定資産減価償却率・・・固定資産の老朽度合いを示す割合



【全国平均: 25.37】

管路経年化率・・・管路の老朽度合いを示す割合

2. 今後の経営状況について

1) 水道事業を取り巻く状況①

老朽化や自然災害などによる管路及び施設の破損・漏水



断水など、住民生活へ影響



老朽化施設の更新・耐震化が不可欠



水道施設の強靱化事業が増加



【動画】京都の国道1号交差点付近で水道管が破裂し、周囲が冠水した＝新井義顕、木子慎太郎、朝日放送テレビ撮影

沖縄で広範囲に断水、1967年敷設の「導水管」破損で...解消は25日午前中以降の見通し

2025/11/24 13:17 #道路陥没 保存して後で読む

沖縄県企業局は24日、ダムから浄水場へ水を送る「導水管」が破損して大規模な漏水が発生し、本島中南部を中心とする17市町村で同日正午頃から断水が発生する見込みと発表した。別の水路から送水できるよう作業を進めており、早ければ25日午前中にも断水が解消される見通しという。

年月日	名称	主な地震
2014年6月3日	国土強靱化基本計画	
2016年4月14日～		熊本地震
2018年9月6日		平成30年北海道胆振東部地震
2018年12月14日	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	
2020年12月11日	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画	
2024年1月1日		能登半島地震

京都の国道1号で冠水、老朽化で水道管破損か 30センチ超の穴開く [京都府]：朝日新聞
沖縄で広範囲に断水、1967年敷設の「導水管」破損で...解消は25日午前中以降の見通し：読売新聞

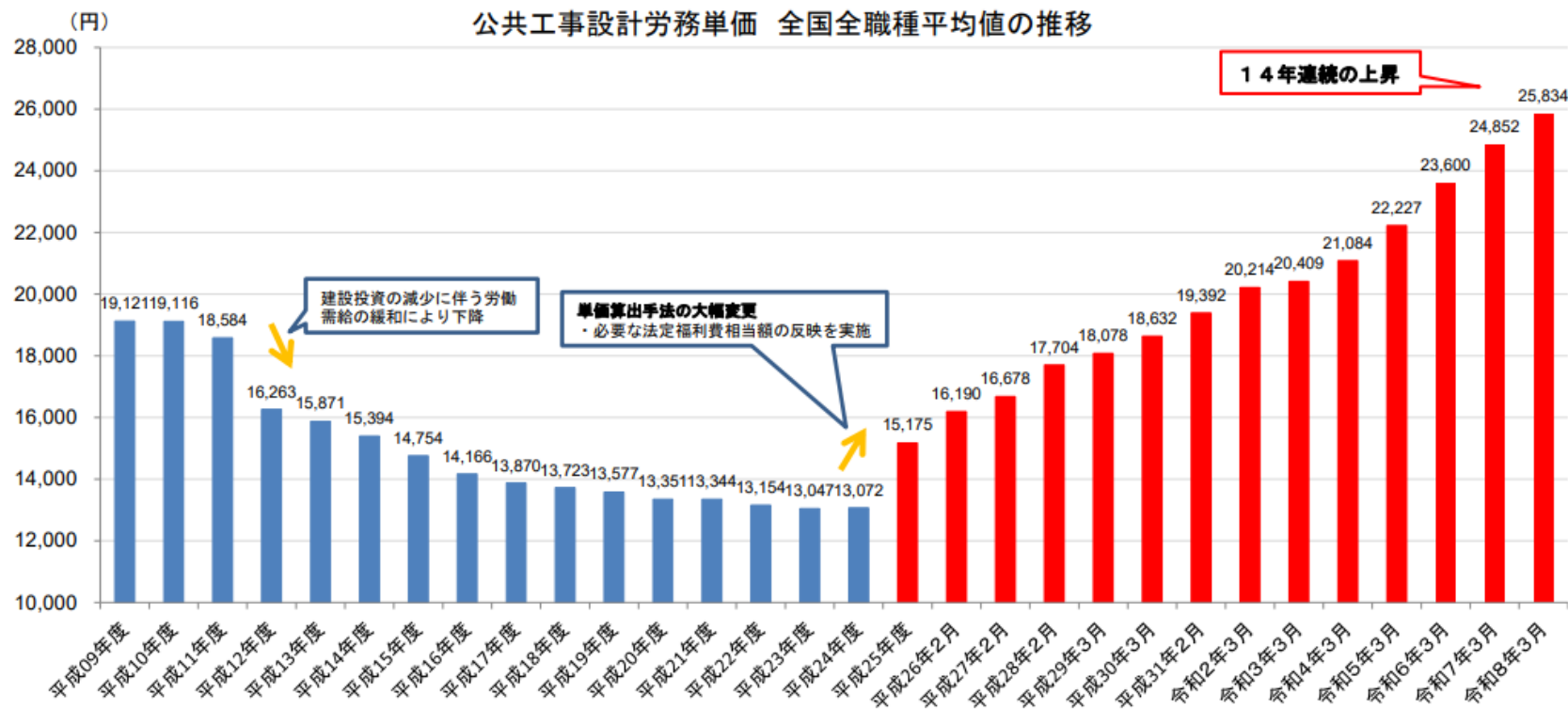
2. 今後の経営状況について

1) 水道事業を取り巻く状況②

労務単価、資材価格及び燃料費などの高騰



委託料・修繕費などの維持管理費及び工事費が増加



<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001981942.pdf>
令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



2. 今後の経営状況について

2) 投資計画について

【投資目標】

基本理念の「安全・安心な水の供給」、「確実に給水できる水道の構築」、「健全経営の継続」を実現するための実現方策の実施



新浄水場共同整備事業を優先させつつ、その他施設の更新事業を実施する

		料金算定期間												
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
今後の事業計画	新浄水場 共同整備 事業	68.3億円										1.3億円		
	管路・設備 更新事業		2.1億円					23.8億円						

※新浄水場共同整備事業は供用開始後のR15以降に減価償却開始

2. 今後の経営状況について

3) 財政計画について

【今後10年間の財政状況（現行料金の場合）】

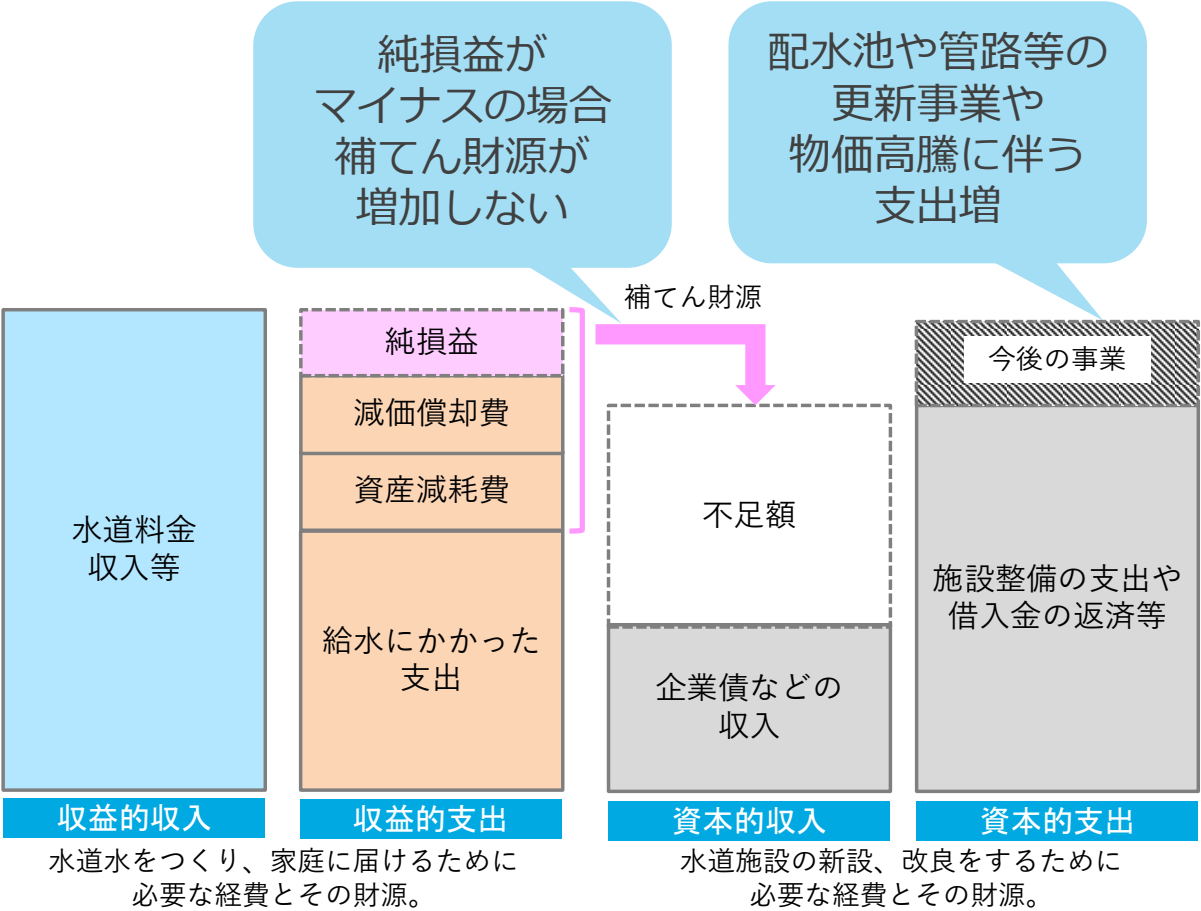
※給水人口や有収水量は
直近10年の実績をもとに推計

区分	単位	R4	R5	R6	R7	R8	料金算定期間					R14	R15	R16	R17	R18
							R9	R10	R11	R12	R13					
給水人口	千人	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31
年間総有収水量	万m3	331	325	323	319	316	314	310	307	304	302	298	295	291	289	285
水道料金収入	百万円	631	620	618	603	599	596	590	585	578	574	566	560	554	549	541
その他	百万円	110	122	121	109	106	102	101	101	100	98	97	135	135	134	133
収益的収入 計（１）	百万円	741	742	739	712	705	698	691	686	678	672	663	695	689	683	674
職員給与費	百万円	76	80	92	92	84	81	82	86	87	87	87	77	77	77	77
委託費	百万円	252	246	261	261	313	305	310	315	321	327	326	296	296	296	296
修繕費	百万円	34	43	49	43	44	44	45	46	47	48	48	48	48	48	48
減価償却費	百万円	227	225	230	237	243	245	235	230	226	214	202	416	425	428	433
支払利息	百万円	9	10	12	13	19	26	28	33	45	62	68	68	69	69	69
その他	百万円	32	62	41	45	45	27	26	32	27	27	27	43	43	43	43
収益的支出 計（２）	百万円	630	666	685	691	748	728	726	742	753	765	758	948	958	961	966
純損益（３）	百万円	111	76	54	21	-43	-30	-35	-56	-75	-93	-95	-253	-269	-278	-292
資本的収入	百万円	191	497	217	210	375	171	494	1,534	2,002	860	87	71	71	71	79
資本的支出	百万円	299	535	487	549	471	316	754	2,033	2,696	1,205	466	446	430	433	447
不足額（支出－収入）	百万円	108	38	270	339	96	145	260	499	694	345	379	375	359	362	368
補てん財源残高	百万円	792	1,022	997	945	1,035	1,062	998	748	342	138	-160	-425	-679	-942	-1,218
企業債残高	百万円	1,346	1,468	1,501	1,612	1,823	1,832	1,948	2,307	2,841	2,999	2,971	2,935	2,916	2,893	2,870

（１）収益的収入－（２）収益的支出＝（３）純損益はR8年度以降、マイナスの見通し

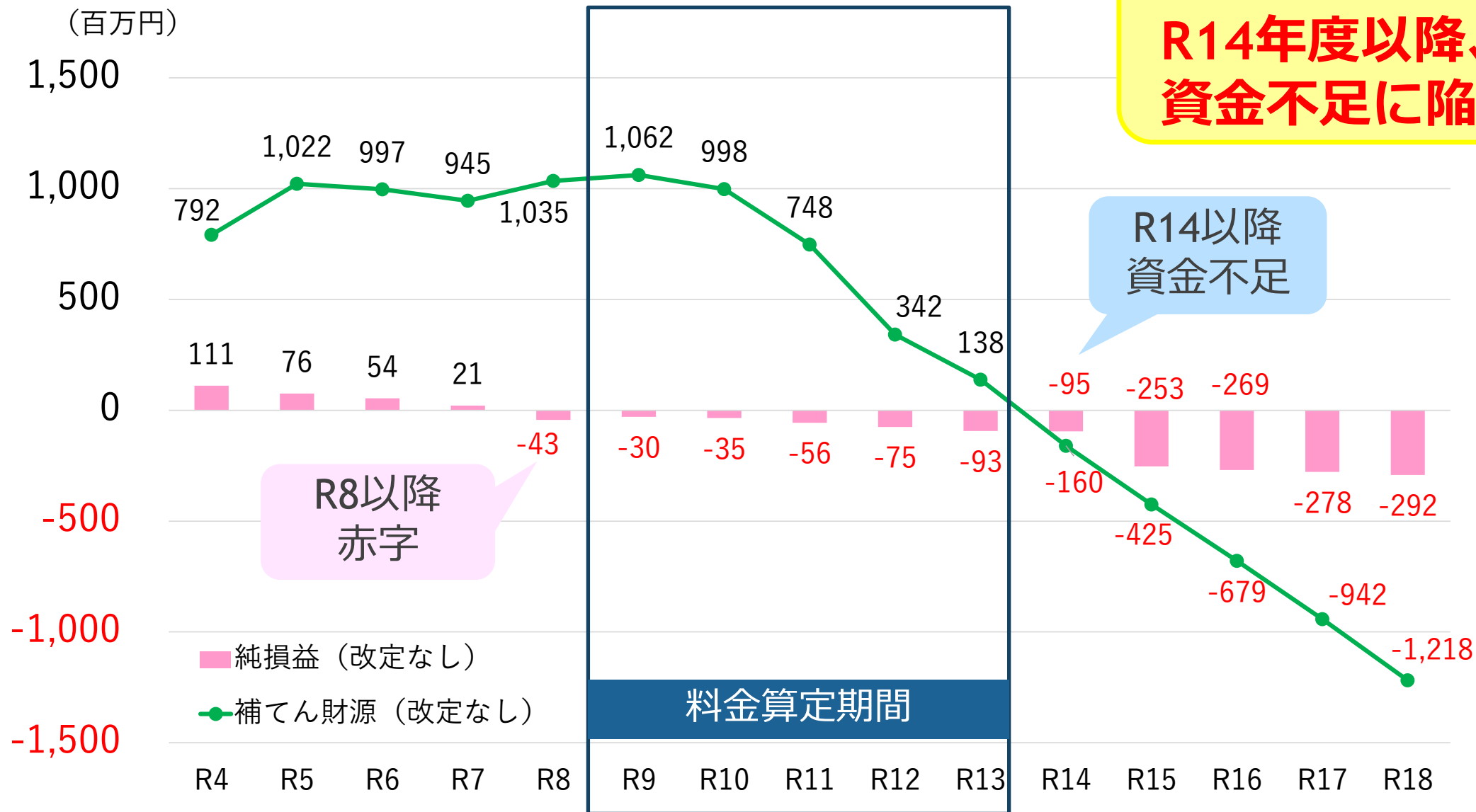
2. 今後の経営状況について

区分	費用・経費等に関する考え方
収益的収入	人口減少に伴い、水道料金収入は減少
収益的支出	物価高騰等に伴い、人件費・維持管理費が増、事業費の増により減価償却費・支払利息が増
純損益	収益的収入 < 収益的支出となり、純損失が発生
資本的収入	事業費の増により企業債借入が増
資本的支出	新浄水場共同整備事業、管路更新及び水道施設の耐震化による事業費の増加
不足額	施設・管路の更新事業及び物価高騰により事業費が増加していくため、不足額も増加



2. 今後の経営状況について

【純損益と補てん残高の予測（現行料金の場合）】



2. 今後の経営状況について

地方公営企業法

独立採算（第17条の2）

- ・その経費は、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない

▶ **水道事業に係る経費は、水道料金収入で賄わなければならない**

料金（第21条）

- ・料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保することができるものでなければならない

▶ **水道料金は、赤字にならないよう原価に応じて決めなければならない**

引き続き、経費削減、収入確保に努める！

しかし・・・

今後も水道を供給するために施設を更新する必要がある

しかし・・・

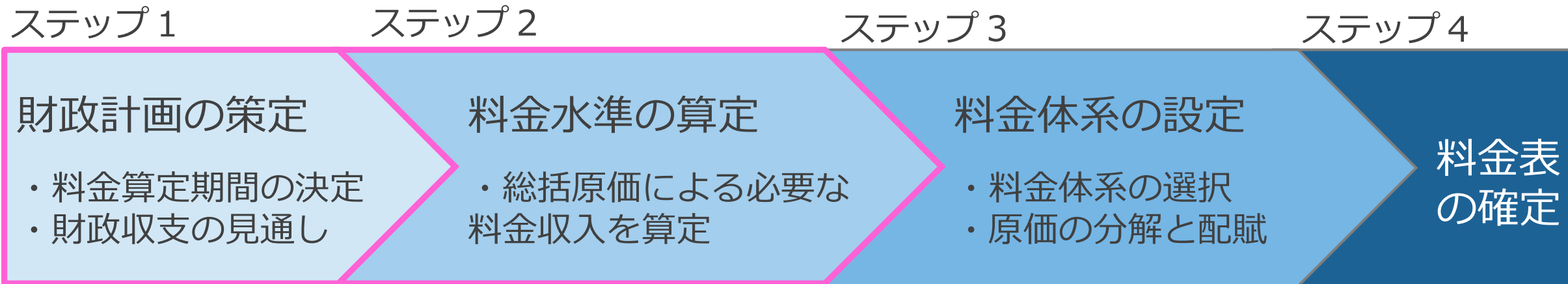
労務単価、建設資材の高騰により資金確保が困難になっている



**水道料金の
改定が必要！**

3. 適正な料金水準について

1) 料金算定プロセス



料金算定期間

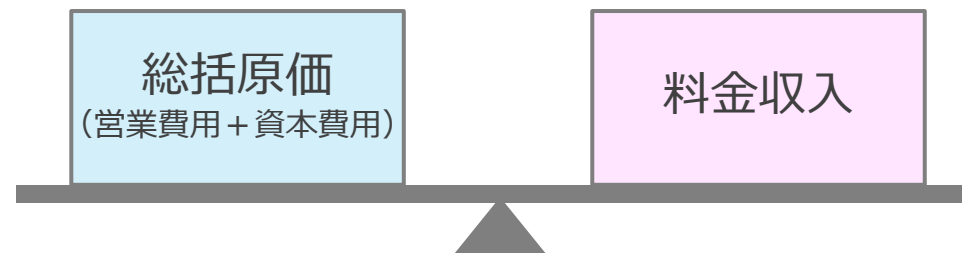
水道法施行規則

第12条

算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること

総括原価

必要な**営業費用**に健全経営を維持するために必要な**資本費用**を加えたもの



➡ R9～13の5年間で算定

3. 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

総括原価（営業費用＋資本費用）

（百万円・税抜）

		R9	R10	R11	R12	R13	計
営業費用	人件費						
	動力費						
	修繕費						
	減価償却費						
	資産減耗費 その他	702	698	709	708	703	3,520
資本費用	支払利息	26	28	33	45	62	194
	資産維持費※(1.5%)	75	75	75	75	75	375
控除項目 (長期前受金戻入も含む)		100	99	99	98	97	493
合計（総括原価）		703	702	718	730	743	3,596
料金収入		596	590	585	578	574	2,923

総括原価 > 料金収入



料金収入で
賄えていない

※水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額で対象資産に適正な率を乗じて算出する

3. 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について



(5年間)

①総括原価	②料金収入	不足 (②-①)
35億9,600万円	29億2,300万円	6億7,300万円

不足額6億7,300万円を確保するため、
料金収入全体を**23.03%**上げる必要がある

3. 適正な料金水準について

2) 料金水準の算定について

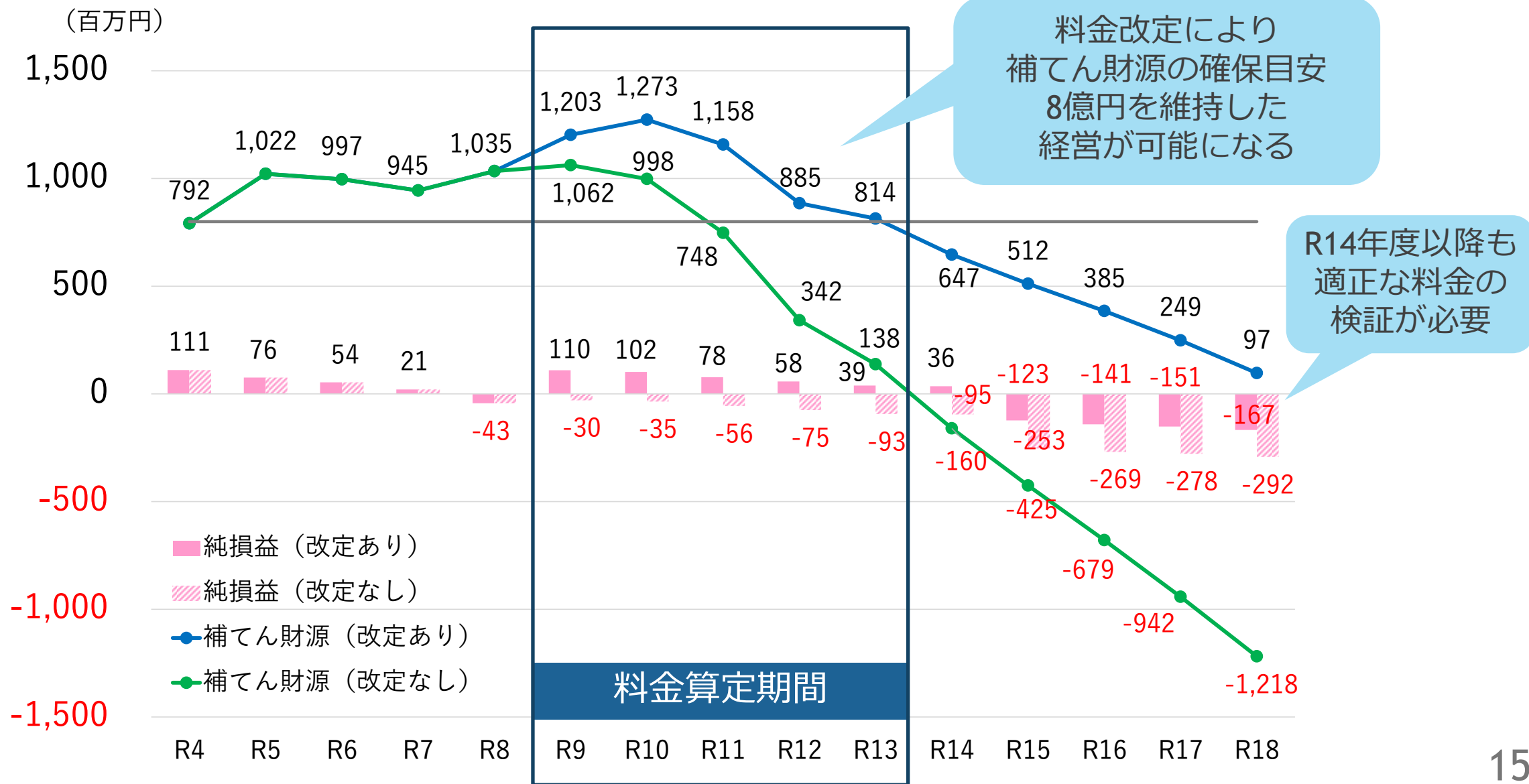
【今後10年間の財政状況（料金改定実施の場合）】

【今後10年間の財政状況（料金改正実施の場合）】												※給水人口や有収水量は 直近10年の実績をもとに推計				
							料金算定期間									
区分	単位	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
給水人口	千人	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31
年間総有収水量	万m3	331	325	323	319	316	314	310	307	304	302	298	295	291	289	285
水道料金収入	百万円	631	620	618	603	599	736	726	719	710	705	696	688	681	675	665
その他	百万円	110	122	121	109	106	102	102	101	101	99	98	137	136	135	134
収益的収入 計（1）	百万円	741	742	739	712	705	838	828	820	811	804	794	825	817	810	799
職員給与費	百万円	76	80	92	92	84	81	82	86	87	87	87	77	77	77	77
委託費	百万円	252	246	261	261	313	305	310	315	321	327	326	296	296	296	296
修繕費	百万円	34	43	49	43	44	44	45	46	47	48	48	48	48	48	48
減価償却費	百万円	227	225	230	237	243	245	235	230	226	214	202	416	425	428	433
支払利息	百万円	9	10	12	13	19	26	28	33	45	62	68	68	69	69	69
その他	百万円	32	62	41	45	45	27	26	32	27	27	27	43	43	43	43
収益的支出 計（2）	百万円	630	666	685	691	748	728	726	742	753	765	758	948	958	961	966
純損益（3）	百万円	111	76	54	21	-43	110	102	78	58	39	36	-123	-141	-151	-167
資本的収入	百万円	191	497	217	210	375	171	494	1,534	2,002	860	87	71	71	71	79
資本的支出	百万円	299	535	487	549	471	316	754	2,033	2,696	1,205	466	446	430	433	447
不足額（支出－収入）	百万円	108	38	270	339	96	145	260	499	694	345	379	375	359	362	368
補てん財源残高	百万円	792	1,022	997	945	1,035	1,203	1,273	1,158	885	814	647	512	385	249	97
企業債残高	百万円	1,346	1,468	1,501	1,612	1,823	1,832	1,948	2,307	2,841	2,999	2,971	2,935	2,916	2,893	2,870

料金算定期間は（1）収益的収入－（2）収益的支出＝（3）純損益の黒字を確保

3. 適正な料金水準について

【純損益と補てん残高の予測（料金改定ありとなしの比較）】



3. 適正な料金水準について

3) 使用者への影響額について

【一般家庭への影響額】

1か月あたりの料金（単位：円・税抜き）

区分	口径	使用水量	現行料金	改定料金	1カ月あたりの影響額
			①	②	③ = ② - ①
単身・高齢者世帯	φ 13mm	10m ³ /月	1,300	1,520	220
ファミリー・子育て世帯	φ 13mm	20m ³ /月	3,300	4,120	820
	φ 20mm	20m ³ /月	3,600	4,500	900

【一般家庭以外の各口径使用者への影響額】 1か月あたりの料金（単位：円・税抜き）

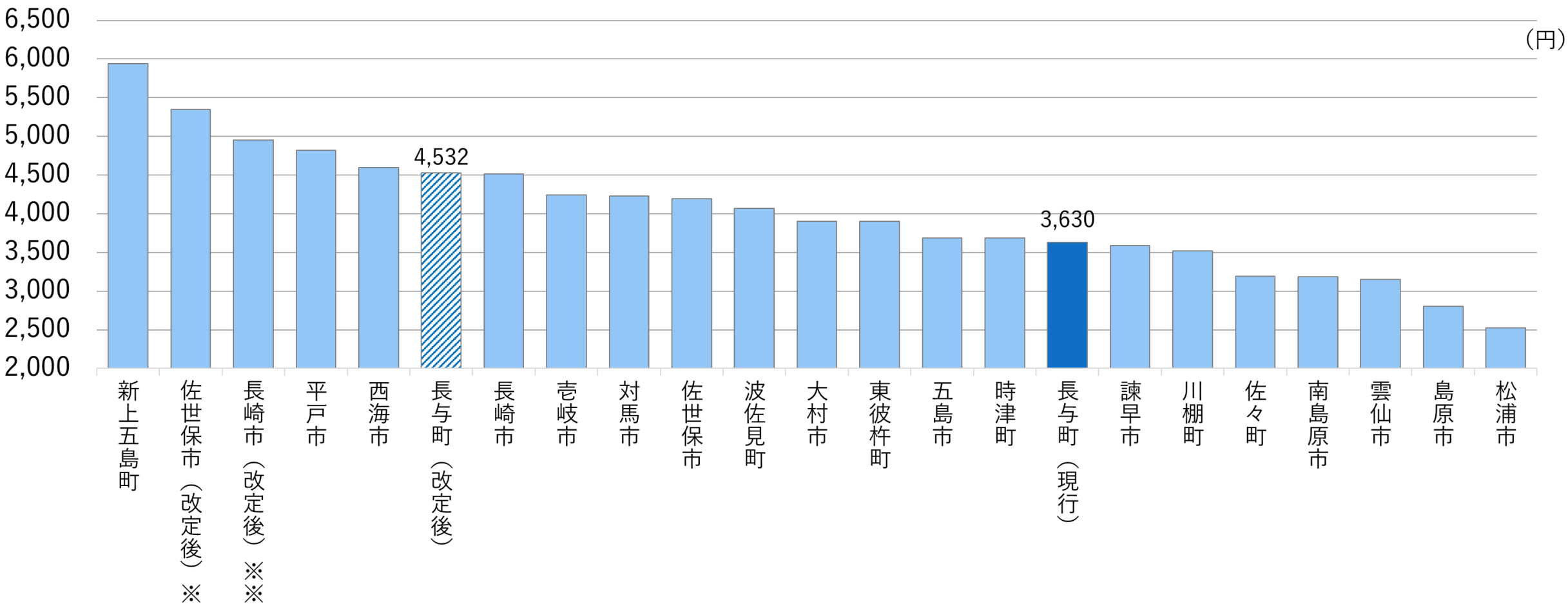
口径	平均的な使用水量（m ³ ）	現行料金	改定料金	1か月当たり影響額
		①	②	③ = ② - ①
25mm	110	28,300	34,600	6,300
30mm	94	23,620	29,100	5,480
40mm	309	94,140	115,270	21,130
50mm	422	136,520	165,360	28,840
75mm	509	170,240	206,770	36,530

※平均的な使用水量は、長与町のR6年度実績の各口径から算出

3. 適正な料金水準について

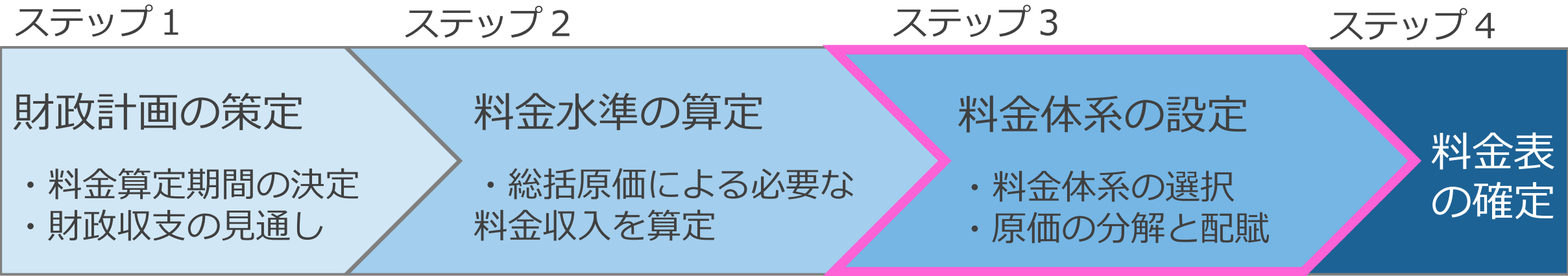
4) 県内他市町との比較について

一般家庭使用のモデル【口径13mm 家庭用料金20m³/月（税込）】



※ : 令和10年4月以降
※※ : 令和11年4月 (予定)

4. 次回審議会の内容



現在の料金表

口径種別	基本料金		超過料金(1m ³ につき)						
	水量	金額	9~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~70m ³	71~100m ³	101~300m ³	301m ³ 以上
13mm	8m ³	990	220	264	264	308	308	352	396
20mm	8m ³	1,320	220	264	264	308	308	352	396
25mm	30m ³	6,930			264	308	308	352	396
30mm	50m ³	12,430				308	308	352	396
40mm	70m ³	20,350					308	352	396
50mm	100m ³	31,460						352	396
75mm	300m ³	104,500							396

単位：円(税込み)

次回の内容はステップ3です。
料金体系をどのように
設定するかを審議して
いただきます。



審議会日程について

令和8年4月27日

長与町水道局

令和 8 年度長与町水道料金等審議会日程表（予定）

	日程	主な審議内容
第 2 回	令和 8 年 4 月 2 7 （月）	今後の経営見通しについて
第 3 回	令和 8 年 6 月中旬	水道料金改定（案）について 料金体系①
第 4 回	令和 8 年 7 月下旬	水道料金改定（案）について 料金体系②
第 5 回	令和 8 年 8 月下旬～9 月上旬	答申書（案）の検討
第 6 回	令和 8 年 1 0 月上旬	町長へ答申

※審議事項や日程は変更となる場合があります。